|  |
| --- |
| **①該非判定書** |
|  | 該非判定責任者 | 該非判定上長 | 判定者 |
| 　年　月　日 | 　年　月　日 | 　年　月　日 |
|  |  |  |  |
|  |
| 承認年月日 |  |  |
| 貨物又は技術の名称（型名等） |  |
| 貨物又は技術の仕様等 |  |
| 該非判定部門名（判定責任者名） |  |
| 該非結果 | ＜貨物＞輸出令別１：　　項　　号　　　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義（貨物等省令：　　条　　項　　号） |
| ＜技術＞外為令別表：　　項　　号　　　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義（貨物等省令：　　条　　項　　号） |
| 判定理由 |  |
| 判定根拠資料 |  |

**②用途チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 上長 | 担当者 |
|  年 月 日 |  年 月 日 |
|  |  |

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 別表行為 | 1. 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 | はい・いいえ |
| ② 核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| * 1. 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用

若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ④ 重水の製造 | はい・いいえ |
| ⑤ 核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| ⑥ 核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |
| ⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの ａ　化学物質の開発若しくは製造　ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵　ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵　ｄ　宇宙に関する研究 | はい・いいえ |
| 輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用 | はい・いいえ |

取引審査票に用途チェックリストを添付すること。

**③需要者チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 上長 | 担当者 |
|  年 月 日 |  年 月 日 |
|  |  |

**（１）外国ユーザーリストのチェック**

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。 | はい・いいえ |

 「はい」の場合は、④明らかガイドラインシートのチェックを行う。

**（２）需要者要件のチェック**

　需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |

 「はい」が一つでもあった場合は、④明らかガイドラインシートのチェックを行う。

**（３）軍関係機関のチェック**

|  |  |
| --- | --- |
| 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるか | はい・いいえ |

「はい」の場合は、④明らかガイドラインシートのチェックを行う。

取引審査票に需要者チェックリストを添付すること。

**④明らかガイドラインシート**

|  |  |
| --- | --- |
| 上長 | 担当者 |
|  年 月 日 |  年 月 日 |
|  |  |

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号又は核兵器等開発等告示第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドライン～

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ・－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」通達１の（３）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑱外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑲その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |

需要者チェックリストに添付すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **⑤取引審査票**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最終判断権者 | 上長 | 担当者 |
| 　　年　 月 日 |  　 年　 月　 日 |  年 　月　 日 |
|  |  |  |

１．輸出・技術提供案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 件名　　 |  |
| 仕向地（国名） |  |
| 貨物・技術名　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（金額）：　　　　　　　　 |
| 該非判定（１～１５項） | <貨物>　輸出令別１:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号）<技術>　外為令別表:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号） |
| 契約先 | 名称（英字） | （新規・継続） |
| 所在地 |  |
| 需要者 | 名称（英字） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規・継続・軍関連） |
| 所在地 |  |
| 用途 | 内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□大量破壊兵器関連　□軍事関連　□その他資料:　□有　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□無 |
| 用途・需要者チェック | 1. 用途要件に「はい」が一つでもあるか　　　　　　□はい・□いいえ
2. 需要者要件に「はい」が一つでもあるか　　　　　□はい・□いいえ

③外国ユーザーリストに掲載されているか　　　　　□はい・□いいえ |
| 　上記②又は③が「はい」の場合、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④明らかｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝｼｰﾄに「いいえ」が一つでもあるか □はい・□いいえ　 |
| ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか　　　□はい・□いいえ |
| 経済産業大臣からの通知 | 経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□はい・□いいえ |
| 取引経路（国名・企業名） | 　　　　　　――＞　　　　　　　　――＞ |
| 契約予定年月 | 年　　月 | 輸出等予定年月 | 年　　月 |

 |
| ２．総合取引判定結果　(判定年月日：　　　　年　　月　　日） |
| 取引審査判定 | □承認する□条件付き承認 | 　□対象外　□非該当　□許可例外　□包括許可 □個別許可 |
| * 経済産業省へ届出／報告／相談
* 承認しない
 |
| 取引承認条件 |  |
| 上記判定理由 |  |

取引審査票裏面

**取引審査票の記入方法**

|  |  |
| --- | --- |
| ①件名 | 貨物輸出・技術提供の件名を記入 |
| ②仕向地 | 輸出・技術提供先の国名を記入 |
| ③貨物・技術名 | 輸出・提供しようとする貨物の内容が特定されるように記入 |
| ④該非判定 | 該非判定書の内容を記入し、貨物等省令の条項まで記入 |
| ⑤契約先 | 輸出等の契約先の名称及び住所を省略せずに記入契約先か継続か否かを記入※特定取引の場合は、特定類型に該当する居住者の氏名及び住所を省略せずに記入するとともに、特定類型①～③のいずれに該当するかを記入 |
| ⑥需要者 | 貨物・技術の最終需要者について、名称及び所在地を省略せずに記入需要者が新規か継続かを記入軍関係の需要者であるか否かを記入※特定取引の場合は、特定類型該当者に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等について、名称及び所在地を省略せずに記入 |
| ⑦用途 | 最終用途が分かるように具体的に記入 |
| ⑧用途・需要者チェック | 用途チェックリスト、需要者チェックリストの結果を記入外国ユーザーリストに掲載されているかを記入需要者要件又は外国ユーザーリストではいの場合は、明らかガイドラインのチェックを行い、いいえが一つでもあるかを記入上記の判断で不明又は疑義があるかを確認 |
| ⑨経済産業大臣からの通知 | 経済産業大臣からインフォームを受けたかを記入 |
| ⑩取引経路 | 輸出・技術提供から需要者までの取引経路を記入取引経路は、国名・企業名を記入 |
| ⑪契約予定年月 | 契約の予定年月を記入 |
| ⑫輸出等予定年月 | 輸出・技術提供予定年月を記入　審査期間を考慮した予定であることを確認 |
| ⑬取引審査判定 | 取引を行っても問題がないかを判断承認する場合には、許可が必要か否かを判断その他の条件を判断 |
| ⑭取引承認条件 | 承認の条件がある場合は条件を記入 |
| ⑮上記判定理由 | 判定結果の理由を記載 |

※リスト規制貨物・技術の取引審査票を記入する際、上記の⑤、⑥、⑦、⑩については、取引審査のポイント（安全保障貿易管理ガイダンス本体37頁）を参考にしつつ、提出書類通達に従い、同通達に記載の①～⑲の調査事項の確認結果を踏まえること。

**⑥出荷チェックリスト**

担当者は、下記の項目でチェックを行うこと。（どちらかに○をつけること）

　　　　作成日　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 出荷管理責任者又は提供責任者 | 担当者 |
| 年　 月 日 |  年 月 日 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| Invoice No又は技術番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ｢①該非判定書｣が、該非判定責任者によって承認されているか。 | はい・いいえ |
| ｢⑤取引審査票｣が、最終判断権者によって承認されているか。 | はい・いいえ |
| 出荷する貨物又は提供する技術が、該非判定や取引審査を行った貨物又は技術と同一であるか。 | はい・いいえ |
| 輸出等の許可が必要な場合は、許可証が取得済みであるか。 | はい・いいえ |
| 許可証を取得した場合には、許可を取得したものと出荷する貨物又は技術が同一であるか。 | はい・いいえ |

**⑦担当部門及び責任者一覧**

代表取締役は、下記の部門及び責任者を下記の通りに定める。

　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 輸出管理体制 | 部署名、肩書、氏名 |
| 最高責任者 | 代表取締役社長 |
| 該非判定部門 |  |
| 該非判定の責任者 |  |
| 営業部門等 |  |
| 輸出管理部門 |  |
| 取引審査の責任者（最終判断権者） |  |
| 出荷部門 |  |
| 出荷管理の責任者 |  |

**⑧監査チェックリスト［概略版］**

下記の項目について証跡等を確認の上、チェックを行うこと。

作成日　　　年　　月　　日

監査実施日：

|  |  |
| --- | --- |
| 最高責任者 |  |
| 年 月 日 | 年　月　日 |
|  |  |

監査対象部門：

監査員：

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 判定 |
| 輸出管理体制等 | 輸出管理規程および細則、帳票等は、最新法令に適合しているか。現行の規程類は、運用と一致しているか。 |  |
| 該非判定の責任者、取引審査の最終判断権者等において変更はあったか。変更があった場合には、その変更は法令等に適合しているか。 |  |
| 最新の法令等の情報を入手し、輸出等の業務に従事する者へ周知しているか。 |  |
| 該非判定 | 該非判定の対象範囲が明確か、判定根拠の情報は適切か。 |  |
| 該非判定は最新の法令と照合しているか。 |  |
| 該非判定は多段階で判定し、該非判定の責任者が決裁しているか。 |  |
| 該非判定書が起案され、適正に判定されているか。　 |  |
| 取引審査 | 用途チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。 |  |
| 需要者チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。 |  |
| 明らかガイドラインシートは、判断根拠を基に適正に確認されているか。 |  |
| 取引審査票の記載内容は、事実に即し、正確に記入されているか。 |  |
| 取引審査は多段階で確認し、最終判断権者が決裁しているか。 |  |
| 許可が必要な場合は、許可証を取得しているか。 |  |
| 出荷管理 | 出荷チェックリストは、事実に即し、正確に記入されているか。 |  |
| 出荷チェックリストのチェックは、貨物の出荷等の前になされているか。 |  |
| 輸出関係書類は、取引審査票の承認日以降の日付となっているか。 |  |
| 通関時に事故が発生した場合には、適切な措置を講じているか。 |  |
| 文書管理 | 輸出関係書類は決められた場所に適切に保管されているか。（7年間保管） |  |
| 教育 | 教育は役員及び従業員に対し定期的に行われているか。 |  |
| 子会社 | 子会社・関連会社への指導は適切に行われているか。 |  |
| 輸出等の業務に関わる子会社に対し指導等は手続に従い適切に行われているか。 |  |
| 報告 | 外為法等違反又は違反したおそれのある事案が発生した場合、速やかに最高責任者及び経済産業省に報告し、再発防止策等の必要な措置を講じているか。 |  |
| 特定取引 | 特定類型の該当性の確認は、手続に従い適切に行われているか。 |  |
| 監査是正 | 前回の監査における是正処置は完了しているか。 |  |

監査実施後、監査報告書は最高責任者へ報告すること。

監査において、不適合が判明した場合は、監査員は担当部署に是正の措置を指示する。

担当部署は速やかに是正措置を講じ、監査員及び最高責任者に報告すること。

【注意】本監査チェックリストは、各社の視点で監査すべき項目等を追加・変更等し、ご活用願います。